

令和4年3月定例胎内市教育委員会会議録

- 1 開会年月日 令和4年3月25日（金） 午前10時
- 2 開催場所 黒川庁舎 第1応接室
- 3 出席委員
教育長 中澤 毅
委員 佐藤 康広
委員 加藤 直子
委員 西濟 睦美
委員 森田 寿美子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者
学校教育課長 佐久間 伸一
生涯学習課長 佐藤 一孝
管理指導主事 松原 利弘
指導主事 山沢 正仁
- 6 事務局職員出席者
学校教育課係長 須貝 彰
学校教育課主任 川崎 大介
- 7 議事日程
日程第1 開会宣言

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 前々回、前回の会議録の承認

日程第4 教育長の報告

日程第5 議事
議第6号 胎内市家庭学習用通信機器の貸与に関する要綱の制定について
議第7号 胎内市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

- 議第8号 胎内市教育委員会職員人事異動内示について
- 議第9号 非違行為を起こした職員の取り扱いについて
- 議第10号 議会の議決を経るべき議案の意見の申出について
- 議第11号 胎内市図書館協議会の委嘱について

日程第6 報告・その他

- 報告第8号 令和4年度胎内市生涯学習課事業計画について
- 報告第9号 学区外就学・区域外就学の許可等について
- 報告第10号 就学援助児童・生徒の認定等について
- 報告第11号 小・中学校教職員一般三職人事異動の内申について
- 報告第12号 共催・後援事業について
 - 子供と家族の未来を考えるマネー講座
 - We Love Music ～音楽で繋ぐ人と街～
- 報告第13号 社会教育関係団体更新状況について
- その他 今後の予定
 - ・令和4年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（栃木大会）等の開催方法について
 - ・令和4年度教育委員会関係事業の開催予定について
 - ・令和4年度三市北蒲原郡教育委員会連合協議会「教育長部会」及び「定期総会・研修会」の日程等について

8 審議の経過及び結果

日程第1 開会宣言

○ 教育長

ただいまから、胎内市教育委員会3月定例会を開会します。

日程第2 会議録署名委員の指名

○ 教育長

本日の会議録署名委員については、佐藤委員を指名させていただきます。

日程第3 前々回、前回の会議録の承認

○ 教育長

それでは、前々回、前回の会議録の承認からお諮りします。事務局、説明をお願いします。

○ 事務局

(令和4年2月9日臨時教育委員会会議録について説明)

(令和4年2月21日定例教育委員会会議録について説明)

○ 教育長

何かご質問等ありますでしょうか。

無いようですので承認することといたします。

会議終了後、二つの会議録がありますので、佐藤委員と西済委員に署名をお願いします。

日程第4 教育長の報告

○ 教育長

次に「教育長の報告」に入ります。

資料の「日程第4」をご覧ください。私又は教育委員の皆様が出席した会議などです。

何かご質問等ありますでしょうか。

無いようですので、教育長の報告は以上で終わります。

日程第5 議 事

○ 教育長

それでは、議事に入ります。

議第6号「胎内市家庭学習用通信機器の貸与に関する要綱の制定について」審議します。学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

事前にお配りしました3月定例会の議案書2ページからになります。ご覧いただきたいと思います。こちらの胎内市家庭学習用通信機器の貸与に関する要綱については、令和4年度、来年度になりますが、1学期中に一人一台端末を持ち帰り、オンラインによる家庭学習を行うことにしておりますことから、通信環境が整っ

ていない家庭に対してインターネットに接続するための通信機器を貸与することとし、その手続き等について定めるものであります。予め、お配りさせていただいておりますが、3ページから全部で5ページにわたりますが、貸与期間といたしましては胎内市立学校に在籍している間としておりまして、中学校卒業や市外へ転校の際は機器を返却いただくということとしております。また、無償で貸与することとしておりますが、通信契約については家庭で行っていただき、通信費は家庭負担ということになっております。この告示については、3月25日の本日から公告することとし、5ページ、6ページ、7ページが申請書また決定通知書、変更がある場合の変更届出書の様式を掲載しております。説明は以上です。

○ 教育長

ただいまの説明に何かご質問等ありますでしょうか。

○ 西済委員

第2条の説明の「胎内市内小中学校に在籍している児童生徒で、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が」説明としては分かるのですが。

○ 教育長

文脈ですね。

○ 西済委員

はい、何かちょっと、どうですかね。「が」「が」。もうちょっと違う言い方のほうが分かりやすいのかなと思います。

○ 佐藤委員

いいですか。私もおかしいなと思って、「インターネットを利用した家庭学習を可能にする環境が」で、課長どうですか。

○ 学校教育課長

法制のほうにも確認した中で、基本的にはインターネットを利用した家庭学習をこれから行う訳ですが、可能な環境がその当該児童生徒の自宅に整備されていないということですが、これだと通じないでしょうか。

○ 西済委員

通じるのですが、何か（違和感があります。）。

○ 佐藤委員

日本語的には、「が」「が」っていうのが、何か主語が連続しているから変です。

○ 加藤委員

携帯できる、つまりお渡しできる、Bluetooth じゃなくて、そういう道具ですよ
ね。

○ 学校教育課長

要するに言ってみれば、通常の有線回線での Wi-Fi ではなくて、例えば色々な
通信業者が出しているのを受信して、そこから端末の方に接続するというもので
す。

○ 教育長

おっしゃる通りなんで、法制に委員さんからこういう話があったと、内容は問
題ない訳だから、言い回しがどうだろうかと、主語が二つあるような感じだから、
そこをちょっと法制に確認してみたらどうでしょうか。

意味は理解していただいたということで、言い回しだけ直せるようだったら直
す。はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○ 佐藤委員

家庭学習が可能な環境にない、整備されてない家庭というのはどのくらい想定
されているんでしょう。もし分かればお願いします。

○ 学校教育課長

実際はこれから正確な数字が分かってくるんですけど、令和2年だったでしょ
うか、アンケート取った際は、回答率は7割程度しかなかったんですけど、7割の
回答の中で概ね1割が家にそういう環境がない、または自分が専用する端末がな
いというような、今、児童生徒2000人弱ですので、10%とすると約200台。

今回、ルーターは確か240台ぐらいだったと思いますが、マックスでも賄える。
近隣の状況を聞くと、実際貸して欲しいといったところは、それほど多くはないと
聞いております。

○ 佐藤委員

はい、ありがとうございました。

○ 教育長

ほか、いかがでしょうか。

○ 佐藤委員

5 ページ、7 ページの児童生徒情報欄なんですけども、児童生徒の欄の一番下の学校名とありますけども、学校名と言いながら、学校名と学年が入っているの。

6 ページの欄みると、学校名・学年と、以上です。

○ 学校教育課長

ありがとうございました。整理させていただきます。

○ 佐藤委員

すいません、もう一つありました。

7 ページ、2 の変更事項ってありますよね、□(四角)が4つあるんですけども、前のページの5 ページ、また全然内容が項目が違うんですけども、これもレ点入れるんですよね、たぶん、□のところに。そうなると、確認したじゃなくて、該当する□の中にレ点を入れてくださいというような文を入れたほうがいいのかな。

○ 教育長

これは5、6、7と読んでるから、分かるんですけども、これ単独で考えれば、この□ってなんだろうとなる。

○ 学校教育課長

これはですね4 ページ、第8条になるんですが、利用停止の際、利用停止の項目の中で、次の各号のいずれかに該当したときは変更届出書を教育委員会に提出しなければならないといったところで、申請内容に変更が生じた時、または児童生徒が要件に該当しなくなった時、通信機器の貸与が必要なくなった時、このカッコ1、2、3が、この変更事項の中のチェックの欄になっているんですね。

○ 教育長

チェックの欄ですけども、この5 ページは()で確認してあるので、同じようにこの欄にレ点を入れてくださいと、丁寧に書いたらよいということですね。

○ 学校教育課長

わかりました。

○ 教育長

ほか、いかがでしょうか。

無いようですので、「議第6号」はご指摘の文言を整理することとし、原案のと

おり承認してよろしいでしょうか。

異議が無いようですので、「議第6号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、「議第7号 胎内市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について審議願います。

生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

議案書は8ページからになります。

議第7号胎内市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。こちらにつきましては社会体育施設のうち、黒川体育館それから高浜地域スポーツ施設の屋内運動場について、施設の老朽化と施設の利用状況を勘案いたしまして、その用途を廃止すべく第1回胎内市議会におきまして社会体育施設条例の改正を提案し、可決されましたことから、社会体育施設条例施行規則の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、10ページご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となりますが、規則の別表第1の中ですね、右の旧のほうご覧いただきたいと思いますが、こちらに高浜地域スポーツ施設屋内運動場と黒川体育館ございますが、こちらを削除するものと、それから11ページご覧ください。様式第1号、こちらは体育施設使用申請書になりますが、こちらの表の中ですね、使用施設8番に黒川体育館とございますが、こちらを削除いたします。

それからはぐっていただきまして、13ページになります。様式第2号、こちらは体育施設の使用許可書になります。こちらも表の中ですね、使用施設8番、黒川体育館を削るものでございます。説明は以上です。

○ 教育長

ただ今の説明について、何かご質疑等ありますでしょうか。

○ 加藤委員

申請する方が減免申請理由と減免額を記入することになっているのでしょうか。

○ 生涯学習課長

減免の額についてはこちらで。まず申請書を出して頂いて、確認をしながらですね、減免対象であれば減免ということで、こちらの方でそれは。

○ 加藤委員

減免理由も市のほうでやっていただけるか。

○ 生涯学習課長

減免理由はお聞きしながら、記入はしていただくと思いますが、やり取りしながらですね、対応させていただいています。

○ 加藤委員

お借りして欲しいんですよね、出来るだけ施設を沢山使っていただきたいんですよね、そうするとここだけ書いて下さい、よくあるじゃないですか太枠のみ記入みたいな、こういうのもっともっとハードル下げたほうが、もっともっと使う人が借り出すような気がします。

今、聞いたのはここまで書くのか、そうではないってことですよ。

○ 生涯学習課長

記入する際にしっかり説明しながら、記入させていただいています。

○ 加藤委員

よろしくお願いします。

○ 教育長

こっちのほうは誰かが付いて書いてもらうのですか。

○ 生涯学習課長

窓口に来られれば、窓口で用紙等お渡ししてたりしますので、すでに入っている方もいらっしゃいますので、初めて来られる方は窓口来られるので、その際、書き方の説明はします。

○ 教育長

加藤委員が聞いたのは、これを渡されて書いたときに、要するにどこまで自分で書けばいいのかなど、誰も居ない場合というのはありえない、必ず誰か居て、説明しながら書いてもらうってことですね。

わかりました。

ほか、よろしいでしょうか。

○ 西済委員

黒川多目的広場と胎内多目的広場って別ですか。

○ 生涯学習課長

別々になります。黒川多目的広場は保育園側、胎内多目的広場はスキー場のほうになります。

○ 西済委員

わかりました。はい、ありがとうございます。

○ 教育長

ほか、いいですか。

無いようですので、「議第7号」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。異議が無いようですので、「議第7号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、「議第8号 胎内市教育委員会職員人事異動内示」について審議願います。学校教育課長、説明をお願いします。

○ 学校教育課長

<資料に基づき説明>

○ 教育長

何かご質疑等がございましたら

無いようですので、「議第8号」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。異議が無いようですので、「議第8号」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、「議第9号 非違行為をを起こした職員の取り扱い」について議題といたします。

この議案についての審議の進め方ですが、先ず課長から説明をしてもらい、その内容の質問等をお聞きします。

その後、関係課長に退席してもらい、答申について事務局から説明します。

答申の質疑終了後に皆様に答申についてお諮りするということにしますのでお願いします。

それでは「入札関係書類の不備について」審議願います。

生涯学習課長、説明をお願いします。

<議事録非公開1>

○ 教育長

以上で「議第9号」の審議は承認することで終了しました。

次に追加議案であります、「議第 10 号議会の議決を経るべき議案の意見の申出」について審議します。資料は本日お配りしました追加資料になりますので、よろしくをお願いします。

始めに「令和 4 年度胎内市一般会計補正予算第 2 号」について審議願います。説明をお願いします。

< 議事録非公開 2 >

○ 教育長

「議第 10 号」は原案のとおり承認することに決しました。
次も追加議案です。

「議第 11 号 胎内市図書館協議会の委嘱」について審議願います。
生涯学習課長、説明をお願いします。

○ 生涯学習課長

< 資料に基づき説明 >

○ 教育長

何かご質疑等ございましたらお願いします。
無いようですので「議第 11 号」については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。異議が無いようですので承認することに決しました。

日程第 6 報告

○ 教育長

それでは次に報告に入ります。はじめに「報告第 8 号 令和 4 年度胎内市生涯学習課事業計画について」をお願いします。

○ 生涯学習課長

別冊で令和 4 年度の生涯学習課事業計画について、1 ページをご覧ください。
令和 4 年度の生涯学習関係事業の推進方針になります。
基本理念を令和 3 年度に引き続きまして「自分の発見 未来を拓く 生涯学習」といたしまして、市民の自主的な学習や活動を促すため、社会教育、文化芸術、生涯学習における環境整備と充実を図りまして、学習会や講座、教室等を開催し推進してまいりたいと考えております。

事業推進に当たりましては新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら事業を進めていきたいと思っております。

それでは前年と変わった点等を中心にいたしまして説明させていただきます。

4ページからが社会教育・公民館事業ということで、今年度の重点事項、継続するとともにウィズコロナ、アフターコロナにおける公民館活動の推進に取り組むこととしております。

6ページをご覧ください。6ページから10ページまでは社会教育、公民館事業というようなことで、令和3年度の事業を継承しつつ、7ページのほうに、夏休みキッズワークショップ、こどもおかし塾それから冬フェスタ in 中央公民館など、子どもを対象にした事業のリニューアルや新規事業を予定しております。

8ページのほうをご覧ください。②の成人教育の一番下になります、市内在住の外国の方を対象に日本語教室、こちらについては2年目となります。

なお、成人式につきましては産業文化会館のホール改修のため、使用できなくなりますので、会場をプレスガ胎内で開催を予定しております。

続きまして12ページをご覧ください。図書館事業になります。こちらにつきましては今年度同様の内容となっておりますが、引き続きサービスの向上に努めてまいりたいと思っております。

続きまして16ページお聞き下さい。文化財保護・文化振興事業になります。こちらの事業では市民の貴重な財産であります文化財に対する関心を高め、理解を深めていただくことを通じて、文化財の愛護と保護活動を推進してまいりたいと思っております。

先ほどお話ししましたように、産業文化会館が大規模改修というようなことで、予定していますので、ホールのほうが12月いっぱい使用できなくなるということですが、産文のホール以外のところで、市民の文化向上を図り、文化振興に取り組んでまいりたいと考えております。

それから17ページのほうに移っていただきまして、文化財保護事業計画となります。令和4年度におきましては、一番上のほうに文化財保存活用地域計画策定事業とございますが、こちらの策定に取り組む予定としておりまして、胎内市における文化財の保存活用に関して、胎内市が目指す将来的なビジョン、それから具体的な事業等の計画を定める予定としております。これによりまして、持続性、一貫性のある文化財の保存活用を一層推進してまいりたいと思っております。

また、その二つ下、埋蔵文化財調査事業、こちらのほうでは、圃場整備、苔実地区の圃場整備事業に伴いまして、発掘調査を行う予定としております。

それから下のほうにいきまして、史跡整備事業でございますが、令和3年度、令和2年度、3年度城の山古墳の整備基本計画を策定して今年度で完成する予定です。

この計画に基づきまして、史跡整備を進めていくこととしております。委員の皆様には後ほど、基本計画できましたらお配りをさせていただきます。よろしくお願

いたします。

続きまして、18 ページから 21 ページになります。文化振興事業ですが、こちらにつきましても令和 3 年度のまま同様の事業となっておりますが、18 ページの下から二つ目、春の星座・神話解説教室。それから 19 ページの下から二つ目、秋の星座・神話解説教室。それから同じく 19 ページの下から五つ目、夏休み！夏の星座・神話解説教室。それから 20 ページの一番上、冬の星座・神話解説教室ということで、新たな取り組みも予定されております。昆虫の家、天文館、クレーストーン博士の館などで、様々な教室・講座等開催する予定としておりますが、大勢の方々から参加いただけるように思っております。

22 ページお開き下さい。胎内市美術館の企画展になります。例年、胎内市ゆかりの作家の作品を展示してきておりますが、令和 4 年度につきましては、4 回の企画展を予定しております。時期になりましたら委員の皆様方にご案内をさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、24 ページからが、生涯スポーツ推進事業ということでございます。スポーツ推進では市民がスポーツを通じて楽しみながら健康づくりに取り組んでいけるような事業の展開を目指してまいります。具体的な事業といたしましては、27 ページ、28 ページとなりますけれども、スポーツにつきましても令和 3 年度と同様の内容となっておりますが、令和 3 年度ではスキー教室ですとか、ちびっこフェスティバル、それから盆野球、胎内高原マラソン、高齢者運動会がコロナの影響によりまして中止となりました。それから千本桜ウォーク、ツールド胎内が悪天候のため中止ということで、多くのイベントが中止となりました。これら開催できるようにですね、開催しながら市民の健康増進に繋げていければというふうに考えております。生涯学習課事業計画については以上でございます。

○ 教育長

何かご質問等ありますでしょうか。

○ 加藤委員

4 ページ目の「また、2 年程前から新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、公民館従来の対面集合型での活動が困難となり・・・」私ですね、気になるところがパンデミックなんです。

たぶん、あの基本計画を審議してた時も「感染者の影響により・・・」とか、書き換えた気がします。現在進行形で、尚且つこれからも分からない事なので、ちょっと柔らかく訂正させていただきたいと思います。

○ 生涯学習課長

はい、ありがとうございます。

○ 教育長

ほか、いかがでしょうか。

無いようですので、次に進みます。

「報告第9号 学区外就学・区域外就学の許可等について」をお願いします。

<議事録非公開3>

○ 教育長

次に「報告第10号 就学援助児童・生徒の認定等について」をお願いします。

<議事録非公開4>

○ 教育長

次に、「報告第11号 小・中学校教職員一般三職人事異動の内申について」説明
願います。

<議事録非公開5>

○ 教育長

次に、「報告第12号 共催・後援事業について」説明願います。

○ 学校教育課長

それでは事前配布の議案書 25 ページからになりますが、26 ページご覧ください。子供と家族の未来を考える会から後援の申請がございました。事業名としては「子供と家族の未来を考えるマネー講座」、目的等については、事前配布でご覧いただいておりますが、教育資金の不足から進学を諦めたり、家族破産が急増しているという現実を知ってもらい、資金需要に備えた長期的な計画能力の重要性を学んでもらいたいということを狙いとした講座であります。これについては令和3年度も後援しているものでございます。開催日時については、5月17日から3日間で1回当たり30名、開催についてはオンラインのものでありまして、入場料・参加費については無料ということであります。27ページにより詳しく事業概要が載っておりますが、ご覧いただければと思います。こちらについて承認いたしましたのでご報告いたします。

○ 生涯学習課長

つづきまして、生涯学習課の関係になります。資料は議案書の28ページになり

ます。中条胎内ロータリークラブのほうから、We Love Music～音楽で繋ぐ人と街～というふうな事で後援申請がございまして、5月21日（土）にふれすぽ胎内で開催されます。目的といたしましては、胎内市の子ども達と音楽を愛する人たちにプロの演奏する音楽の素晴らしさ、楽しさ、感動を与えることを目的としております。

当日は、陸上自衛隊東部方面音楽隊にお越しいただきまして、午前中は市内の高校、中学校のブラスバンド部、小学校のマーチング部、音楽に興味のある方々等と交流演奏会を行います。午後は音楽隊による演奏会が行われることとしております。

こちらの後援申請につきまして承諾いたしましたことをご報告申し上げます。
以上です。

○ 教育長

これについてはいかがでしょうか。

無ければ、「報告第13号 社会教育関係団体更新状況について」説明願います。

○ 生涯学習課長

資料につきましては、当日配布資料の46ページからになります。社会教育関係団体更新状況について報告させていただきます。47ページのほうに今回更新の申請をいただいている団体でございますが、37団体になっております。前回41団体ということで4団体減少しております。その理由としましては、会員の高齢化のため、団体活動の維持が困難となったというような理由で、詩吟ですとか将棋、社交ダンス、フラダンスの4団体が更新の申請を行いませんでした。

更新を申請しております37団体につきましては3月7日に開催されました社会教育委員会におきまして、認定が適当であるのご意見をいただいております。

また、48ページお開き下さい。新規の認定についてであります。申請は1団体ということで、パステル和アートということで、パステル画の制作を行う団体で構成員は8名、月に1回。

次回定例会の日程について

○ 教育長

ちょっといいですか。

申し訳ない、4月定例会の確認だけさせて下さい。

4月26日（火）午後1時半いかかでしょうか。

<全員了承>

○ 教育長

森田委員申し訳ないけども、26日（火）で午後1時半というふうにしていいですか、他の方がいいですか、では4月26日（火）午後1時半ということでお願いします。

○ 教育長

途中変更させてもらいました。
課長つづきお願いします。

○ 生涯学習課長

資料48ページになります。新規認定団体になりますが、申請団体が1団体でパステル和アートということでパステル画の制作を行う団体。構成員は8名で月一回、黒川地区公民館で講師をお招きして活動をしております。こちらにつきましても、先日の社会教育委員会におきまして認定が適当であるご意見を頂いております。説明は以上です。

○ 教育長

今の件、何かご質問ありましたらお願いします。
よろしいですか。
無いようですので、その他、事務局お願いします。

○ 事務局

委員の皆様のご今後の予定でございます。事前にお配りしていた議案書29ページからになりますが、30ページをご覧ください。

令和4年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会等の開催方法についてです。新型コロナウイルス感染症対策の関係で総会を書面決議、行政説明の研修会については、研修資料の配布を検討しており、記念講演の研修会は中止ということになります。

今後のスケジュールは31ページをご覧ください。

次に32ページをご覧ください。令和4年度教育委員会関係事業の開催予定です。委員の皆様に関係するところは33ページ（4）市町村教育委員研究協議会と見ます。こちら今年、一昨年と西澤委員さん、加藤委員さんに出ていただいている協議会でございます。詳細が決まりましたらご案内いたしますのでご確認ください。

次に本日お配りした資料の最後のほう49ページからですが、50ページをご覧ください。令和4年度三市北蒲原郡教育委員会連合協議会について報告いたします。

教育長部会が4月21日（木）午後2時から新発田市豊浦庁舎で開催予定です。委

員の皆様に関係するところは、次の定期総会、研修会です。5月20日（金）午後1時半から阿賀野市で開催するという事です。予定しておいてください。尚、教育長部会と定期総会研修会とも情報交換会は中止ということですので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○ 教育長

この件について質問はいいでしょうか。

はい。それでは、

次回定例会の日程について

○ 教育長

先ほど申しあげましたように、4月定例会ですね、4月26日（火）の午後1時30分からこの会場で行いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○ 教育長

以上で3月定例教育委員会閉会させていただきます。

午前11時10分 閉会

年 月 日

教 育 長

会議録署名委員